

【原案】

3 西ま都第---号
令和3年--月--日三菱地所レジデンス株式会社
第三計画部長 浦手 健司 殿

西東京市長 池澤 隆史

土地利用構想に関する指導及び助言について

西東京市人にやさしいまちづくり条例第12条第1項の規定に基づき、令和3年1月20日付けで貴社から届出のあった、土地利用構想届出書に対して、同条例第17条第1項の規定により、次のとおり指導及び助言します。

(届出の内容)	
届 出 日	令和3年1月20日
事 業 者	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 三菱地所レジデンス株式会社 第三計画部長 浦手 健司
開発事業の目的	分譲マンション（共同住宅）の建設
開発区域の所在地	西東京市谷戸町三丁目3157番11 外
開発区域の面積	1,544.98 m ²
(指導及び助言の内容)	
1	西東京市人にやさしいまちづくり条例を遵守し、事業計画においては良好な自然環境、居住環境の確保及び景観に配慮するよう努められたい。
2	計画を実施するにあたり、今後行う住民説明会等の際には、土地利用構想説明会で出された意見を考慮し、事業計画を丁寧に説明し近隣住民の理解を得られるよう努められたい。
3	駐車場の出入り口の位置について、管轄する警察署と十分協議すること。
4	駐車場の出入り口に接続する歩道については、できる限り歩行者及び自転車の安全に配慮するよう対策に努められたい。
5	接道部の緑化については、周辺からも緑が感じられるよう配慮されたい。
6	駅に近いことから、通勤、通学する人たちや周辺の商業施設利用者の安全に配慮するよう作業日、作業時間についても十分な配慮を行われたい。
7	工事車両が起因となる交通渋滞並びに交通事故が起きないように、また、周辺道路への駐車により、その周囲に迷惑をかけないように十分な対策を講じられたい。